

『林業経済』掲載規定

『林業経済』（以下、本誌）への掲載に際しては、次に掲げる投稿細則、執筆細則、審査細則の3つの要件を満たすものとする。

【1 投稿細則】

1.1 投稿者の資格

- 1) 投稿は本誌の定期購読者に限る。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合はこの限りではない。
- 2) 投稿原稿は原則として未発表のもの、かつ他の学術雑誌等に投稿中もしくは投稿予定ではないものに限る。ただし、以下のものは初出の明記を条件として未発表のものとする。①各種学会大会等において発表要旨集等に収録されたもの。②シンポジウム、研究発表会、講演会等で梗概、資料等として発表されたもの。③国、自治体、業界、団体等からの委託による調査研究成果報告書等に収録されたもの。④その他編集委員会が特に認めたもの。

1.2 掲載内容の区分

- 1) 本誌掲載内容は、森林・林業・林産業・山村問題等に関連の深いものに限る。また、本誌掲載上の区分として、論文、研究ノート、論説、書評（編集委員会よりの依頼に限る）、およびその他特に編集委員会が掲載を認めたものとする。投稿にあたっては投稿者が以上の区分を明確にする。
- 2) 論文とは、以下の①または②に該当するものをいう。
 - ①客観的な資料・考察に基づいて広範な視点から論じたもの、または研究動向、議論や問題点を独自の観点から整序し、著者による論評や将来の展望を加えたもの。
 - ②独創性のある理論的または実証的な研究で、目的ないし課題を明示し、それに対して適切な手法を用い、対応した結論が導かれたもの。
- 3) 研究ノートとは、一連の研究の中間報告、予察的な研究報告、調査報告など、研究上、記録にとどめておく価値があると認められる

ものをいう。

- 4) 論説とは、これまで行われてきた議論をふまえ、客観的事実を基に、何らかの立場に依拠し展開された論述であって、上記2) および3) に該当しないものをいう。

1.3 原稿の長さ

原稿の長さは別途、執筆細則で定める。

1.4 使用言語

原稿に使用する言語は原則として日本語とする。ただし、編集委員会で特に認めた場合はこの限りではない。

1.5 著作権

- 1) 投稿された原稿の著作権は（一財）林業経済研究所に帰属する。
- 2) （一財）林業経済研究所（以下、甲とする）は、個別の〔共〕著者（以下、乙とする）に対し、甲が著作権を有する著作物【林業経済】のうち、乙の執筆になる論文等を、以下の態様で利用すること（乙自身による利用、乙の所属する機関、ないし当該論文等の執筆にかかわる研究助成を行った団体による利用であって、かつ非営利の学術的目的の利用に限る）を許諾する。

①複製

②自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）

ただし、上記規定「②」にかかわらず、甲は著作権を放棄するものではなく、したがって、甲自身による自動公衆送信その他の公衆送信（技術等の進歩により将来生じうる送信態様を含む）を妨げない。

1.6 原稿の提出と返却

原稿の提出先は編集委員会とし、印刷原稿1部および電子ファイルを郵送で提出する（電子ファイルは別途メール添付でも可）。原稿の返却は原則として行わない。ただし、図表および写真については申し出があれば投稿者の費用負担により返却する。

1.7 投稿連絡票および誓約承諾書

投稿にあたっては原稿種別によらず所定の

投稿連絡票および誓約承諾書を提出する。

1.8 投稿原稿の審査

本誌掲載を目的として投稿されたすべての原稿については、編集委員会の責任のもとに厳正な審査を経て掲載の可否を決定する。

1.9 データ等の公開

著者は掲載原稿の元となったデータや当該原稿の付図・付表を国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するデータリポジトリ (J-STAGE Data) で公開することができる。

1.10 投稿細則の改定

投稿細則の改定は編集委員会がその必要を認めた場合に行う。

(2021年12月8日編集委員会改定)

[2 執筆細則]

2.1 体裁と用紙

原稿はすべて A4 判タテ用紙を使用し、ページおよび行番号を付す。必ずワードプロセッサ等を用い電子媒体を添付する(文字色は黒)。なお、刷り上がりイメージ原稿をワープロソフト等を用いて作成することが望ましい。

2.2 文体と文字

現代仮名遣いを基本とし、外国語の和文表記にはカタカナを用いる。句読点は「、」および「。」を用い、「、」(コンマ)や「.」(ピリオド)は用いない。

2.3 原稿の長さ

投稿細則【1.2】の区分により原則として、①論文、研究ノートおよび論説は刷り上がり16頁以内(1頁:40字×44行)、②書評は刷り上がり4頁以内とする。③その他特に編集委員会が掲載を認めたものについてはこの限りではない。

2.4 表題と副題

すべての投稿原稿には原稿の内容を端的に示す表題をつけ、表題を補うための副題をつけることも可とする。表題・副題ともに和文および英文の双方を必要とする。

2.5 氏名と所属の表記

すべての投稿原稿には和文および英文の氏名・所属を明記する。

2.6 要旨 (Abstract) とキーワード

論文には、和文(300字以上400字以内)、英文(120語以上300語以内)のいずれか、

または両方の要旨、およびキーワード(5語以内)を必ずつける。

2.7 章節の表記

原稿に記載する見出し番号にはポイントシステムを用い次の順とする。

1. (大見出し)

1.1. (中見出し)

1.1.1. (小見出し)

1) 片括弧

(1) 両括弧

2.8 注および引用文献

1) ①注と引用文献(または参考文献)を本文末尾に一括して記載する場合は、原稿先頭より1)のように肩字で通し番号をつけ、②注と引用文献(または参考文献)を本文末尾に分けて記載する場合は、注は原稿先頭より1)のように肩字で通し番号をつけ、引用文献(または参考文献)はアルファベット順に記載する。

2) 引用文献は下記の要領で記載する。

<雑誌の場合>

著者氏名(西暦) 題目. 掲載雑誌名, 巻(号): 初めの頁-終わりの頁.

なお、雑誌名は一般的な略称を用い、類似の誌名のあるときは発行地を併記する。

(例) 佐藤花子(1996) 現代中国の林業問題. 林業経済研究, 42(1): 18-22.

Adams, Darius M., Bruce A. McCarl, and Lalehrokh Homayounfarrokh (1986) The Role of Exchange Rates in Canadian-United States Lumber Dispute. Forest Science, 32(4): 973-988.

<著書の一部もしくは全体の場合>

著者氏名(西暦) 書名. 出版社名, 初めの頁-終わりの頁., もしくは総頁数. (英文は pp.)

(例) 柴山美里(2010) 山と近代日本を動かした女. 洋琴舎, 23-24.

柴山美里(2010) 山と近代日本を動かした女. 洋琴舎, 321頁.

Totman, Conrad (1989) The Green Archipelago: Forestry in Preindustrial Japan. University of California Press, 987pp.

<編書の一部の場合>

著者氏名(西暦) 論文題目. 『書名』(編者名)

出版社名：初めの頁-終わりの頁。

(例) 岡本太郎 (1983) 森林組合の現代的役割.
『現代日本の林業問題』(森村 泉編著) 林業出版 : 25-64.

Adams, Darius M. and Richard Haynes (1981) U.S. - Canadian Lumber Trade : The Effect of Restrictions, in Rodger A. Sedjo (ed.) "Issues in U.S. International Forest Products Trade" University of California Press : 101-132.

2.9 図・表および写真

1) 図・表および写真は原稿本文とは別の紙を用いて作成し、原則として白黒で明瞭に書く。なお、作成したファイルを添付することが望ましい。

2) 図・表および写真には先頭よりそれぞれ以下のように通し番号と見出しを必ずつける。

図-1 ○○○○ (該当図の下部中央)

表-1 ○○○○ (該当表の上部中央)

写真-1 ○○○○ (該当写真の下部中央)

3) 著者自身が撮影したものでない写真等を使用する場合、著作権を持つ者(未刊行の場合は撮影者)から承認を得ている旨の書類を取り寄せ、編集委員会に提出する。

2.10 学術用語・学名等の表記

学術用語は文部科学省の学術用語集を参考とする。生物の学名はイタリックとする。

2.11 執筆細則の改定

執筆細則の改定は編集委員会がその必要を認めた場合に行う。

(2021年1月7日編集委員会改定)

【3 審査細則】

3.1 審査

投稿細則【1.8】により、掲載を目的として投稿されたすべての原稿については、本誌編集委員会の責任のもとに厳正な審査を経て掲載の可否を決定するものとする。

3.2 第一次審査

体裁と必要書類の確認等について編集委員会で審査を行う。この段階で必要があれば、編集委員会より投稿者に修正を求める。

3.3 第二次審査

1) 編集委員会が適任者を2名選定し、査読を依頼する。なお、査読者の氏名・所属等は一切公表されない。

2) 査読者は以下の区分をもって評価を行い、併せて意見書を提出する。

A. 掲載可。

B. 査読者の指摘事項が修正されれば掲載可(編集委員会一任)。

C. 査読者による再査読の必要あり。

D. 掲載不可。

3.4 掲載の可否の決定

上記審査に基づき編集委員会が掲載の可否を決定する。なお、受理日は掲載可となった日とする。

3.5 審査細則の改定

審査細則の改定は編集委員会がその必要を認めた場合に行う。

(2001年6月29日理事会制定)

(2013年5月28日理事会改定)

(2013年6月3日編集委員会改定)

(2019年3月28日編集委員会改定)